子どもの豊かな育みを支える環境づくり推進本部概要

1 趣旨

本市の子どもを取り巻く環境は、全国的な傾向でもある少子化や核家族化の進行、さらに、長期に渡るコロナ禍の影響も加わり、人の繋がりや地域コミュニティの希薄化も助長し、決して安泰とは言い難く、これまでにも増して、その環境整備に努めていく必要がある。

国においては、子どもの利益を第一に考え、子どもに関する取組を社会の真ん中に捉えて、子どもを誰ひとり取り残さず健やかな成長を社会全体で後押しし、子どもと家庭を総合的に支えていく新たな組織として、こども家庭庁を令和5年4月に創設する予定とされている。

本市においても、子どもへの暴言、父母間におけるDV等の心理的虐待など、 児童虐待の増加、いじめなど子どもの人権を侵害する事案等、また、コロナ禍に よって、より顕在化してきた生活困窮家庭、さらに、近年大きくクローズアップ されてきたヤングケアラーの問題など、子どもや家庭が抱える様々な課題が浮か び上がっている。

これに対応していくため、庁内横断的な連携組織として「子どもの豊かな育みを支える環境づくり推進本部」を設置し、子どもの権利を侵害する実態や潜在化している問題を把握するとともに、その未然予防や発現後の的確な対処について検討し、その推進を図っていくことにより、未来を担う子どもたちが生まれ育った環境によって左右されることのないよう、そして、希望ある人生を歩んでいけるよう、取り組んでいくものである。

- 2 構成メンバー(事務局/健康子ども部子ども総合対策室子ども支援課)
 - (1) 本 部 長 健康・子ども部長
 - (2) 副本部長 教育振興部長
 - (3) 本 部 員 教育委員会指導理事、子ども総合対策室長、市民文化環境部長、 人権啓発・地域づくり室長、福祉部長

3 本部の運営等

- (1) 設置趣旨をふまえ、課題解決に向けた新たな施策等の検討並びに各部署が 所管する事務事業の調整・連携を行い、円滑な事業の推進を図る。
- (2) 具体的検討事項 (テーマ)
 - ① 児童虐待、いじめ、ヤングケアラー、生活困窮等への対応
 - ② 前記①等をふまえた家庭における子育て支援
 - ③ 子どもの豊かな育ちの連続性(保幼小中)の確保
 - ④ その他良好な子育て環境づくりの推進
- (3) 本部会議に向けて、また、本部会議での協議結果を受けて、実務的に具体 的事項を調整・協議する担当者会議を適宜開催する。
 - ●担当者会議メンバー本部員が所管する課等の長
 - (リーダー:子ども総合対策室長 事務局:子ども支援課)